

判決年月日	平成28年10月19日	担当部	知的財産高等裁判所 第4部
事件番号	平成28年(ネ)10041号		
○ ライブハウスの経営者らが、当該ライブハウスに出演するバンドによる著作権（演奏権）侵害について、侵害主体に当たると判断した事例			

（関連条文）著作権法22条，112条1項

### 判 決 要 旨

1 1審原告は、1審被告らに対し、1審被告らが共同経営する店舗（本件店舗）内で、1審原告との間で利用許諾契約を締結しないままライブを開催し、1審原告が管理する著作物を演奏（歌唱を含む。）させていることが、1審原告の有する著作権（演奏権）侵害に当たると主張して、上記著作物の演奏・歌唱による使用の差止めを求めるとともに、主位的に著作権侵害の不法行為に基づく損害賠償請求として、予備的に悪意の受益者に対する不当利得返還請求として、平成21年5月23日（本件店舗の開設日）から平成27年10月31日までの使用料相当額560万2787円、弁護士費用56万0277円及び同年11月1日から上記著作物の使用終了に至るまで月額6万3504円を連帯して支払うよう求めた。

原審は、1審被告らは本件店舗における著作権侵害の主体に当たると判断して、差止請求及び原審口頭弁論終結日までの使用料相当損害金又は不当利得金212万4412円及び弁護士費用40万円の損害賠償請求等を認め、原審口頭弁論終結日の翌日以降の金員支払請求は、将来給付の訴えの要件に欠けるとして、これを却下した。

そこで、1審原告及び1審被告らが、それぞれ敗訴部分を不服として控訴した。

2 本判決は、1審被告らの侵害主体性について次のとおり判断した。すなわち、著作物の利用主体に当たるかを判断するにあたっては、利用される著作物の対象、方法、著作物の利用への関与の内容、程度等の諸要素を考慮し、仮に著作物を直接演奏する者でなくても、ライブハウスを経営するに際して、単に第三者の演奏を容易にするための環境等を整備しているにとどまらず、その管理、支配下において、演奏の実現における枢要な行為をしているか否かによって判断するのが相当である。そして、①本件店舗は、ライブの開催を主な目的として開設されたライブハウスであり、その出演者は、ミュージシャンである1審被告Bも含め、1審原告管理著作物を演奏することが相当程度あり、本件店舗においては、1審原告管理著作物の演奏が日常的に行われている、②1審被告らは、共同して、ミュージシャンが自由に演奏する機会を提供するために本件店舗を設置、開店したこと、本件店舗にはステージや演奏用機材等が設置されており、出演者が希望すればドラムセットやアンプなどの設置された機材等を使用することができること、本件店舗が、出演者から会場使用料を徴収しておらず、ライブを開催することで集客を図り、ライブを聴くために来場した客から飲食代として最低1000円を徴収していることからすれば、本件店舗

は、1審原告管理著作物の演奏につき、単に出演者の演奏を容易にするための環境等を整備しているにとどまるものではないというべきである、③1審被告Aは本件店舗の経営者であり、1審被告Bは、自らを本件店舗の経営者と認識しているものではないものの、i)本件店舗の開店・運営のための資金を提供し、本件店舗の賃貸借契約の連帯保証人となり、本件店舗に自らを契約者とする固定電話を設置し、自らのバンド名を本件店舗の名称として使用することを決定し、ミュージシャン仲間らとともに、本件店舗に無償で、ライブに不可欠な音響設備等を提供するなど、本件店舗の開店に積極的に関与したこと、ii)本件店舗の開店前には20組ほどのバンドやグループなどのミュージシャン仲間にライブバーが開店することを伝えて出演するよう声をかけ、本件店舗開店当初は単独でブッキングを行っていたこともあり、さらに、自らのブログ等において本件店舗や本件店舗のライブの宣伝活動をし、本件店舗のアルバイト募集の記事、本件店舗におけるライブの様子を紹介する記事等を掲載するなどしているほか、本件店舗のチラシを1審被告Bの所属するロックバンドの所属事務所が印刷しているのであって、本件店舗の経営に積極的に関与していること、iii)本件店舗が、出演者に自由に演奏させるという1審被告Bの意思に沿った運営をしていること、iv)さらには、本件調停において、1審被告Bは、平成24年6月11日以降の使用料については演奏した作品に分配される仕組みを採りたいと述べ、「社交場利用楽曲報告書」に記載をして演奏楽曲を報告すること及び「積算算定額による包括許諾契約」によって支払をする旨述べたり、「社交場利用楽曲報告書」への記載のあり方について1審原告と折衝したりするなど、自ら本件店舗のライブを主催する者として振る舞っていたことからすれば、1審被告Bにおいても、1審被告Aとともに、本件店舗の共同経営者としてその経営に深く関わっていることが認められる。これらの事実を総合すると、1審被告らは、いずれも、本件店舗における1審原告管理著作物の演奏を管理・支配し、演奏の実現における枢要な行為を行い、それによって利益を得ていると認められるから、1審原告管理著作物の演奏主体（著作権侵害主体）に当たると認めるのが相当である。

そして、1審原告の被った使用料相当損害金又は不当利得金の額を496万5101円に増額変更し、当審口頭弁論終結日の翌日以降の金員支払請求は、将来給付の訴えの要件に欠けるとして、これを却下した。